

平成19年12月3日

## 「裁判員制度」に対応するための特別休暇新設について

株式会社百五銀行（本店 三重県津市、頭取 前田 肇）は、平成21年5月までに開始予定の「裁判員制度」に対応するため、下記のとおり特別休暇制度を改定いたしました。

### 記

#### 1 主 旨

「裁判員制度」に対して、企業としての社会的責任を果たすとともに、従業員が積極的に同制度の活動に参加できるよう就労環境の整備を図ることを目的としています。

#### 2 対象者

全従業員（パートタイマーを含む）

#### 3 改定内容

「裁判員制度」に基づき召集または選任され、その義務を履行する場合に、特別休暇を必要な日数取得可能とする内容を新設いたしました。

#### 4 改定実施日

平成19年11月26日（月）

以 上